

可児市都市計画審議会議事録

1. 開会日 平成 23 年 11 月 4 日 (金) 開会時間：午後 1 時 00 分
閉会時間：午後 3 時 00 分
2. 開会場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 出席委員 都市計画審議会会長 和 泉 潤
都市計画審議会会長職務代理者 伊 藤 栄 一
都市計画審議会委員 川 合 敏 己
出 口 忠 雄
山 田 喜 弘
河 合 成 司
品 川 湜 彦
枋 川 敏
堀 井 省 治
若 尾 宗 徳
4. 欠席委員 都市計画審議会委員 河 村 浩 志
柄 谷 友 香
加 藤 幸 治
加 納 賢 治
日比野 良 彦
5. 事務局 市長 富 田 成 輝
建設部長 山 本 富 義
都市計画課長 牛 江 宏
都市計画課 各 務 則 行
" 徳 田 朋 紀
" 金 子 睦 弘
6. 会長選挙
7. 会長職務代理者指名
8. 議事録署名者指名

9. 議事 議第1号 可児都市計画汚物処理場の変更
桜ヶ丘汚物処理場の廃止について

10. 協議事項 (1) 可児市の都市計画について
(2) 可児市都市計画審議会の会議運営について

11. その他

12. 会議内容	以下のとおり
都市計画課長 牛江	開会を宣言し、会長選任までの間、司会を行った。
市長	委嘱状交付を行った。
都市計画課長 牛江	都市計画審議会の組織と役割について説明し、都市計画審議会条例第5条第1項に基づき、会長選挙について諮った。
品川委員	和泉潤氏を推薦した。
都市計画課長 牛江	会長選出について、和泉潤氏が就任することについて諮った。
	全員異議なし。
和泉委員（以下、会長）	都市計画審議会条例第5条第3項に基づき、伊藤委員を会長職務代理者に指名した。
会長	議事録の署名者について、川合委員と若尾委員を指名した。
会長	本来は次第に則り議事に入るべきだが、本日が新体制で初の審議会となるため、議事に先立ち、都市計画の概要及び都市計画審議会の会議運営について協議したい。
	都市計画の概要について、事務局に説明を求めた。
都市計画課 金子	都市計画の概要について、資料に基づき説明を行った。
質 疑 応 答	
会長	補足として、都市計画は都市計画マスタープランに基づいて行われると考えていただければよいと考える。 質問等あれば発言願いたい。
川合委員	都市計画の提案制度について、活用事例があれば紹介いただきたい。
事務局	本市においては、提案制度を活用した事例はない。全国事例

<p>会 長</p> <p>都市計画課 各務</p>	<p>としてはいくつかあるが、道路や公園の設置に関する提案事例はほとんどなく、現時点では、地区計画の提案が最も多い。一定の要件を満たすことで住民の発意により提案できるため、建築物の用途をさらに厳しく規制し、自分達の住む地区をより住みやすくしたいということで、最も事例が多くなっている。また、用途地域を指定する、又は変更するという事例もある。</p> <p>他に質問等ないので、次の協議事項に移ることとする。</p> <p>都市計画審議会の運営について、事務局に説明を求めた。</p> <p>都市計画審議会の会議運営について、資料に基づき説明を行った。</p>
<p>質 疑 応 答</p>	
<p>会 長</p>	<p>都市計画審議会の運営について、今回の審議会で決定するというのでよろしいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その予定である。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、協議ではなく審議として取り扱うこととする。意見等あれば発言願いたい。</p>
<p>山田委員</p>	<p>代理人の出席について、会長が認めた場合は出席できるということになっているが、その意見はどのように扱われるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>代理人について、どういう場合に発生するのか想定できていないが、代理として認められた場合は、その意見は都市計画審議会委員の意見と同様に扱うべきだと考える。</p>
<p>会 長</p>	<p>議事に対し意見があるが出席できない場合に、代理人により意見してもらうことが考えられる。</p>
<p>出口委員</p>	<p>議事録の公表について、非公開情報はどのように判断するのか、また傍聴人が非公開情報を話してしまう可能性も考えられるが、どのように対応するか。</p>

事務局	<p>非公開情報については、会議終了時に諮ることとしているが、個人情報など、明らかに非公開情報と思われる情報が含まれることが事前にわかっている場合などは、会議の冒頭で会議を非公開にするなどの対応について事務局から提案していきたいと考えている。</p>
会 長	<p>他に意見等ないようなので、都市計画審議会の会議運営について事務局案どおりとしてよろしいか。</p> <p>全員異議なし。</p>
会 長	<p>それでは、都市計画審議会の会議運営については、事務局案どおりとし、今回から適用することとする。次に本日の議事について審議する。</p> <p>議第1号について、事務局に説明を求めた。</p>
都市計画課 徳田	<p>議第1号について、資料に基づき説明を行った。</p>
質 疑 応 答	
会 長	<p>意見等あれば発言願いたい。</p>
会 長	<p>特に意見等ないようなので、議第1号 可児都市計画汚物処理場の変更について、原案どおりとしてよろしいか。</p> <p>全員異議なし。</p>
会 長	<p>議第1号について、原案どおりと認め答申する。</p> <p>本日の議事はこれで終了したので、次に可児市の都市計画について事務局から説明願いたい。</p>
都市計画課 金子	<p>可児市の都市計画について、資料に基づき説明を行った。</p>
質 疑 応 答	
会 長	<p>質問等あれば発言願いたい。</p>
出口委員	<p>計画は実現していかなければならないと考えるが、実現する</p>

<p>事務局</p>	<p>ための予算規模をどの程度見込んでいるのか、また何ヶ年計画で考えているのか、まず優先的に何から取り組んでいくのかなど大まかで構わないので伺いたい。</p> <p>都市計画マスタープランについては、実施計画としての位置付けはされていない。都市計画マスタープランは 20 年先のまちを見据えて 10 年間に取り組むべきものを位置付けるのが原則である。ただし、現在の都市計画マスタープランは平成 27 年までの計画で策定当時はある程度実現可能性について議論されているが、かなりプラスアルファの項目を盛り込んだ内容だと言わざるを得ない。予算規模が縮小する中で、まちづくりに対しての投資が難しくなっているのが現状で、今後はその中で何ができるかということを細かく精査する必要がある。次年度に都市計画マスタープランの見直しを予定しているが、10 年間でどこまで実行できるか、最低限どこまで実行しなければならないのかということが重要な視点だと考えている。市の都市計画マスタープランの決定権の一端は都市計画審議会にあるので、今後事務局としては情報提供させていただき、市の持つべき方向性について議論願いたい。現在の予算規模としては、都市計画事業として、可児駅東土地地区画整理事業、可児駅前線道路整備事業、可児市運動公園整備事業で、合わせて単年度で約 10 億円であるが、今後同程度の予算対応は厳しいと考えている。国費等の補助を活用できる事業、市の単費で対応する事業などあり、予算規模だけで判断できないところがあるので、市として真に必要な事業は何か、補助金などをうまく活用してどういうまちづくりをしていくのが今後重要になると考えている。こういったことを今後都市計画審議会で議論いただく機会を設けていきたい。</p>
<p>会 長</p>	<p>今後審議会で議論したい案件等あれば、その都度提案いただきたい。</p> <p>他に質問等ないので、引き続き岐阜県からの報告事項について説明願いたい。</p>
<p>河合委員</p>	<p>岐阜県の都市計画事業の経過報告及び台風 15 号の被害状況について、資料に基づき説明を行った。</p>

質 疑 応 答

会 長

質問等あれば発言願いたい。

川合委員

下恵土南部は内水被害の大きい地区であったが、河川改修により雨水幹線の水位が下がり、今回の台風では内水被害が軽減したため、早期の着手に感謝したい。今回の河川改修で、大雨が降った場合など、はねばし付近の流量が増加し危険になるように感じるがどうか。

河合委員

はねばし付近については、流域に降った雨が全て集中するが、はねばし付近の河川改修については現時点では考えていない。岐阜県から言えることとしては、上流域の開発などをゆるやかにすることを検討してほしいという程度である。また防災ダムなどの有効活用などにより、上流からの流量を抑えることが最も重要だと考えている。

川合委員

可児川の御嵩町伏見あたりから木曾川に導水路を設置したらどうかという話もあるが、こういったことは可能かどうか。

河合委員

全ては費用対効果ということになる。130年に1度の雨量で大きな被害がなく済んだという状況で1000年に1度の雨量に備えて投資するかどうかということになると必要ないという判断になる。

会 長

その他、何かあれば発言願いたい。

事務局

今回の会議について、非公開情報があるかどうか諮っていたきたい。

会 長

今回は、特に非公開情報はなかったと考えるので、全て公表することとしてよろしいか。

全員異議なし。

会 長

それでは、今回の内容は全て公表することとする。

会 長

閉会を宣言した。